



県章

滋賀県公報

令和元年（2019年）
8月27日
第33号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示

| | |
|--|---|
| ※鳥獣保護区の存続期間の更新（自然環境保全課） | 1 |
| ※特定猟具使用禁止区域の指定（自然環境保全課） | 3 |
| ※特定猟具使用禁止区域の区域および面積の変更（自然環境保全課） | 5 |
| 令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集（市町振興課） | 5 |
| 道路区域の変更（道路課） | 5 |
| 道路の供用開始（道路課） | 6 |
| 道路の供用廃止（道路課） | 6 |
| ○ 公 告 | |
| 公共測量実施公告（監理課） | 6 |
| 土地区画整理組合定款変更認可公告（都市計画課） | 6 |
| 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課） | 7 |
| ○ 農業農村振興事務所公告 | |
| 土地改良区役員退任公告（湖東） | 7 |
| ○ 人事委員会公告 | |
| 令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）公告 | 7 |
| 令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（総合土木）－公告 | 9 |

告 示

滋賀県告示第137号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 伊香立鳥獣保護区

- (1) 名称 伊香立鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 485ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、比良山地の南端部に位置し、森林性鳥類の越冬地として重要な地域である。このため、鳥獣の休息の場および繁殖の場として、今後も引き続き鳥獣の生息環境の保全を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2 御池岳鳥獣保護区

- (1) 名称 御池岳鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 1,663ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、東近江市にある御池岳を含む鈴鹿山脈の北部に位置し、そのほとんどが鈴鹿国定公園の第2種・第3種特別地域であり、落葉広葉樹林や針葉樹林など林相の変化に富む地域であるとともに、ミノコバイモ、マネキグサ、ワタムキアザミ、フクジュソウ、タキミチャルメルソウなどの希少種も確認されている。このような自然環境を反映して、イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類やニホンカモシカを始めとする多様な鳥獣が生息している。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 希望が丘鳥獣保護区

(1) 名称 希望が丘鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 1,106ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、野洲市、竜王町および湖南市にまたがる里山の森林地帯で、国有地および県有地を含んでいる。開発の進む湖南の丘陵地区が多い中で、500ha以上の森林鳥獣の生息地が唯一残された地域であり、生息する鳥獣は多種にわたっている。このため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 湖南市三雲鳥獣保護区

(1) 名称 湖南市三雲鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 250ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、湖南市南部の甲賀市信楽町境に位置しており、アセボ峠から甲賀カントリークラブまで、三上・田上・信楽県立自然公園の第3種特別地域に指定されている。この一帯は、豊かな自然環境とレクリエーションゾーンとが融合したところで、森林内には野生鳥獣も多く生息している。このため、鳥獣保護思想の普及啓発ならびに野生鳥獣の生息および繁殖の拠点として重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

5 布引山鳥獣保護区

(1) 名称 布引山鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 1,145ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、東近江市の南部に位置し、広葉樹やアカマツを中心とする自然林が残されており、

大型の野生獣であるニホンジカ、イノシシを始め小型獣（タヌキ、キツネ等）や鳥類の生息地や繁殖地として重要である。しかしながら、近隣に優良農地が多く、ニホンジカやイノシシによる農作物被害も発生しており地域住民との摩擦が生じている。この点については、有害鳥獣捕獲等に対応していく。また、緩やかな丘陵地であり近くにゴルフ場や工場等の施設があり、また集落も布引山に隣接しているため銃猟に適した地域ではなく、危険防止の観点からも保護区の指定が望ましい。このため、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

6 想い出の森鳥獣保護区

- (1) 名称 想い出の森鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 328ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、滋賀県北西部、高島市朽木の東部の柏地区に位置し、蛇谷ヶ峰山頂から西側へ関西電力送電線栃生荒川線までの区域で、県道市場野田鴨線の南側の台地部を含んだ区域である。区域内には、針葉樹人工林とモチツツジアカマツ群落を主体とする森林が広がっており、多くの野生鳥獣の生息地となっている。また、区域内には、朽木の観光の拠点でもある「グリーンパーク想い出の森」があり、グラウンド、テニスコート、体育館等が整備され自然を舞台にスケールの大きなレクリエーションを楽しむことができ、多くの人が利用しており、人と自然のふれあいの場として多くの人に親しまれている。このため、鳥獣保護思想の普及啓発ならびに野生鳥獣の生息および繁殖の拠点として重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

7 三上山鳥獣保護区

- (1) 名称 三上山鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 222ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- (5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該区域は、三上・田上・信楽県立自然公園に指定されており、その周辺には県立希望が丘公園および近江富士花緑公園があり、特に三上山は登山道が2ルート整備され、多くの登山者や観光客が四季を通じて訪れている。また、生息する鳥獣も多種にわたっている。このため、鳥獣保護思想の普及啓発ならびに野生鳥獣の生息および繁殖の拠点として重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第138号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 竜王町北西部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 竜王町北西部特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 579ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2 奥伊吹特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 奥伊吹特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 388ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

3 河辺いきものの森特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 河辺いきものの森特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 18ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

4 上朝宮特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 上朝宮特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 166ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

5 ウッディパル余呉特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 ウッディパル余呉特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 26ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

6 山之上新池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 山之上新池特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 5ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

7 希望が丘特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 希望が丘特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 130ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

8 土山南部特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 土山南部特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 1,307ヘクタール

(4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

（「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

9 日野川野村特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 日野川野村特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）

(2) 区域 次の図のとおり

- (3) 面積 28ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 （「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

10 湖南市中央特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 湖南市中央特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 2,105ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和6年10月31日まで
 （「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

11 愛荘町愛知川特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 愛荘町愛知川特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 72ヘクタール
- (4) 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
 （「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第139号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、平成27年滋賀県告示第347号で指定した特定猟具使用禁止区域のうち、芹川特定猟具使用禁止区域の区域および面積を次のとおり変更する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 芹川特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 芹川特定猟具使用禁止区域（銃器を対象としたもの）
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 40ヘクタール
 （「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

滋賀県告示第140号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和元年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集期間 令和2年3・4月採用自衛官候補生（男子・女子）
 令和元年9月17日（火）から同年10月23日（水）まで
- 2 試験期日 令和元年11月2日（土）
- 3 試験場の位置および名称 大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎

滋賀県告示第141号

滋賀県道路公社が次のように道路の区域を変更したので道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和元年8月27日から令和元年9月10日まで滋賀県道路公社および滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 道路 の 種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|---------------|-----|-------|-----------------|---------------|----------|
| | | 区間 | 変更の 前後の 別 | 敷地 の 幅員 | 延長 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|----|------|-----------------------------|-----|---------------------------------|--------|-------------------------|
| 国道 | 477号 | 大津市真野四丁目字ミトシロ 1218番1地先から | 変更後 | 最小 24.5m く 最大 59.6m | 172.0m | う回路設置に 伴う道路区域 の変更 |
| | | 大津市真野四丁目字ミトシロ 1206番1地先まで | 変更前 | 最小 18.8m く 最大 52.5m | 172.0m | |

滋賀県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年8月27日から令和元年9月10日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|-------|--|----------|-----------|
| 海津今津線 | 高島市今津町浜分字三人河7番4から 高島市今津町浜分字古賀町111番1まで | 令和1.8.28 | L=1018.5m |

滋賀県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和元年8月27日から令和元年9月10日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用廃止の区間 | 供用廃止の年月日 | 備考 |
|-------|--|----------|-----------|
| 海津今津線 | 高島市今津町浜分字三人河7番4から 高島市今津町浜分字古賀町111番1まで | 令和1.8.28 | L=1018.5m |

公 告**公共測量実施公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（路線測量）
- 2 作業の地域 長浜市高月町東柳野
- 3 作業の期間 令和元年7月25日から令和元年10月28日まで

土地区画整理組合定款変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、日枝土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日

組合の名称 日枝土地区画整理組合
 事務所の所在地 湖南市岩根1296番地2（大英自動車工業所内）
 設立認可の年月日 平成21年6月29日

2 定款の変更の内容

- (1) 役員の定数
- (2) 事業年度 毎年6月1日から翌年5月31日までに変更

3 変更認可の年月日 令和元年8月27日

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和元年8月27日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和元年8月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛西土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年8月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 南 重 治

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|---------|--------------|
| 理 事 | 西 村 善 治 | 彦根市出路町160番地2 |

人 事 委 員 会 公 告

令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）公告

令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）（経験者採用）を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和元年8月27日

滋賀県人事委員会委員長 西 原 節 子

1 試験区分および採用予定人員

| 試 験 区 分 | 採用予定人員 | 勤務予定先 | 職 務 内 容 |
|---------|--------|-------------------------------------|---|
| 行 政 | 10人程度 | 知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等 | 一般行政事務 |
| 総 合 土 木 | 5人程度 | 知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等 | 道路・河川・港湾・都市計画・農業農村振興整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務 |

（採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。）

2 受験資格

- (1) 昭和54年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人（法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和元年11月24日(日)

(2) 場所

ア 滋賀県庁（大津市京町四丁目1番1号）

イ 都道府県会館（東京都千代田区平河町二丁目6番3号）

(3) 方法 大学卒業程度の筆記試験、アピールシートによる試験および適性検査を、次の方法により行います（200点満点）。

ア 「行政」 筆記試験（教養試験）、アピールシートおよび適性検査を次の方法により行います。

(ア) 教養試験（配点100点） 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。

(イ) アピールシート（配点100点） 記述式により、これまでの社会経験の実績と、その経験を県職員としてどのように活用できるかについて評価します。具体的な質問事項は第1次試験当日に提示します。また、試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

(ウ) 適性検査（点数化はしません。） 公務員として必要な適性について検査を行います（第1次試験合格者のみ判定を行います。）。

イ 「総合土木」 筆記試験（職務基礎力試験および専門試験）、アピールシートおよび適性検査を次の方法により行います。

(ア) 職務基礎力試験（配点50点） 択一式により、公務に必要な基礎的な知的能力についての筆記試験（「社会的関心と理解について問う分野」、「言語的な能力を問う分野」、「論理的な思考力を問う分野」の3つの分野から出題）を行います。75問出題、全問必須解答とします。

(イ) 専門試験（配点50点） 記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。出題分野は別表のとおりです。複数問出題し、うち4問選択解答とします。

(ウ) アピールシート（配点100点） 記述式により、これまでの社会経験の実績と、その経験を県職員としてどのように活用できるかについて評価します。具体的な質問事項は第1次試験当日に提示します。また、試験時間中に資料等の閲覧はできません。

なお、第1次試験において、職務基礎力試験および専門試験の成績が一定の基準に達しない場合は、アピールシートは採点されません。アピールシートは第2次試験口述試験の参考資料としても使用します。

(エ) 適性検査（点数化はしません。） 公務員として必要な適性について検査を行います（第1次試験合格者のみ判定を行います。）。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和元年12月上旬に滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/>）において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和元年12月中旬の土曜日および日曜日に大津市内で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います（500点満点）。

ア 論文試験（配点100点） 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

イ 口述試験（配点400点） 人物について、個別面接（プレゼンテーションを含む。）および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います（700点満点）。

5 最終合格者の発表 令和2年1月中旬に滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として令和2年4月1日の予定です。
- (2) 給料は、滋賀県職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）等により経歴その他を勘案のうえ決定しますが、大学卒業後企業等に5年間勤務した27歳の人で、月額229,297円（地域手当を含みます。）です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。
- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア 原則として、インターネットにより申し込んでください。滋賀県のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和元年11月1日（金）午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。

ウ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

- (2) 受付期間 令和元年10月15日（火）午前9時から令和元年11月13日（水）午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和元年12月30日から令和2年1月3日までは、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

| 試験 | 開示請求できる者 | 開 示 内 容 | 開示受付期間 | 開 示 場 所 |
|-------|----------|---|-------------------|------------------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験受験者 | 第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験または職務基礎力試験の正答数および専門試験の得点 | 第1次試験合格発表の日から1か月間 | 滋賀県人事委員会事務局（大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館6階） |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および順位 | 第2次試験合格発表の日から1か月間 | |

別表

| 試験区分 | 出 題 分 野 |
|------|---|
| 総合土木 | 数学・物理、応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般 |

令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（総合土木）－公告

令和元年度滋賀県職員採用上級試験（大学卒業程度）－特別募集（総合土木）－を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和元年8月27日

滋賀県人事委員会委員長 西原 節子

- 1 試験区分および採用予定人員 総合土木5人程度（採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。）
- 2 受験資格
 - (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和2年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人または被保佐人（法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 3 第1次試験
 - (1) 試験日 令和元年10月20日（日）
 - (2) 場所 滋賀県庁（大津市京町四丁目1番1号）
 - (3) 方法 大学卒業程度の筆記試験（教養試験および専門試験）および適性検査を、次の方法により行います（250点満点）。
 - ア 教養試験（配点100点） 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。40問出題、全問必須解答とします。
 - イ 専門試験（配点150点） 択一式および記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。出題分野は、数学・物理、応用力学、水理学、測量、材料・施工、土質工学、都市計画、土木計画、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、農学一般です。択一式は30問出題、全問必須解答とします。記述式は4問中2問を選択解答とします。
 - ウ 適性検査（点数化はしません。） 公務員として必要な適性について検査を行います。（第1次試験合格者のみ判定を行います。）
 - (4) 第1次試験合格者の発表 令和元年11月上旬に滋賀県のホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/>）において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。
- 4 第2次試験
 - (1) 日時および場所 令和元年11月上旬に大津市内で行う予定です。詳細は、第1次試験の合格者に通知します。
 - (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います（400点満点）。
 - ア 論文試験（配点100点） 識見、思考力、表現力等について試験を行います。
 - イ 口述試験（配点300点） 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います（650点満点）。
- 5 最終合格者の発表 令和元年11月下旬に滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。
- 6 採用および給与
 - (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として、令和2年4月1日の予定です。
 - (2) 給料は、月額201,240円（地域手当を含みます。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、平成31年4月1日現在のものです。
 - (3) 平成10年4月2日以降に生まれた者で、大学卒業見込みを要件として受験したものが、所定の時期までに大学を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
 - (4) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容

または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア 原則として、インターネットにより申し込んでください。滋賀県のホームページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和元年9月18日(水)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。

ウ 身体に障害があり、特別の措置（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

(2) 受付期間 令和元年8月27日(火)午前9時から令和元年9月27日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

| 試 験 | 開示請求できる者 | 開 示 内 容 | 開示受付期間 | 開 示 場 所 |
|------------|----------|--|-----------------------|--|
| 第1次 試 験 | 第1次試験受験者 | 第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験の正答数および 専門試験の得点 | 第1次試験合格発表 の日から1か月間 | 滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目 1番1号 県庁東館6 階) |
| 第2次 試 験 | 第2次試験受験者 | 第1次試験の合計得点と第2次試 験の合計得点とを合算して得た総 合得点および順位 | 第2次試験合格発表 の日から1か月間 | |

